

自 平成 28 年 3 月 29 日 (火)
至 平成 28 年 3 月 30 日 (水)
(メールによる電子決裁) (注)

平成 27 年度第 4 回資産運用委員会議事録

(注) 第 2 回および第 3 回資産運用委員会で審議・承認された一般の中小企業退職金共済事業(中退共)と林業退職金共済事業(林退共)の合同運用について、中小企業退職金共済法の一部改正施行に際して行われる省令改正に合わせて、一般の中小企業退職金共済事業(中退共)および林業退職金共済事業(林退共)における「資産運用の基本方針」も 3 月 31 日までに改正する必要性が生じた。このため、資産運用委員長に諮り、資産運用委員会規程第 4 条に基づき、緊急を要する場合の対応として同委員長により電子会議方式による委員会招集を行うと共に、審議については、技術的な改正であること等に鑑み、第 9 条に基づき同委員長が定めた方式(電子メールによる電子決裁)により実施することとした。

具体的には、3 月 29 日、各委員に下記のメールを送り、3 月 30 日中の回報を要請した。

この結果、30 日までに 5 名の資産運用委員全員から承諾の連絡があった。したがって、本会は有効に成立し、議案は了承された。

<以下、資産運用委員へ送付したメールの内容>

○松永運用リスク管理役 第 2 回および第 3 回資産運用委員会でご審議賜りました一般の中小企業退職金共済事業(中退共)と林業退職金共済事業(林退共)の合同運用については、中小企業退職金共済法の一部改正が施行される 4 月 1 日から実施される運びとなります。

施行に先立ち、厚生労働省では関係法令の改正を予定していますが、今般、その中で、中退共の「資産運用の基本方針」の内容を定めている省令(注)も、合同運用を明示する形で改正されることになりました。

(注)「独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」

これまで、合同運用は中退共の運用方針には影響を及ぼさない(林退共は中退共の運用方針を受容)ということが前提となる中、中退共の資産運用の基本方針については変更しない予定でしたが、上記の改正方針を受けて、中退共の基本方針も改定することが必要となりました(新旧対照表は添付資料 1-1)。併せて、既に御了承を賜りました林退共の資産運用の基本方針についても平仄を整える観点から技術的な修正を行う必要性が生じました(新旧対照表は添付資料 1-2)。

中小企業退職金共済法第 69 条の 2 第 2 項によれば、基本方針の変更は資産運用委員会の議を経なければならないこととされておりますので、上記の基本方針の変更案につき、資産運用委員会でのご審議を頂く必要があります。しかしながら、改正される財会省令は 4 月 1 日から施行される予定であることから、急な話で恐縮ではございますが、次回資産運用委員会を待たず、メールを利用した電子決裁方式でご審議を頂きたいと存じます。

ついては、年度末の大変お忙しい時期に恐縮ではございますが、添付新旧対照表について御確認を賜り、3 月 30 日までにご返信頂きますようお願い申し上げます。返信に際しては、御了承の旨、又は御指摘の点等の記載をお願いいたします。ご審議の結果については、結果が判明し次第、メールにてご報告させていただきます。

なお、本メールのやり取りをもって、第 4 回資産運用委員会の開催とさせていただきます。大変急なお願いで重ねて恐縮ではございますが、事情ご賢察の上、ご寛恕、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

—————返信の際に御活用ください。—————

「中小企業退職金共済事業資産運用の基本方針（退職金共済契約に係る）」及び「林業退職金共済事業資産運用の基本方針」の改定について

【適宜加除修正して御活用ください。】

○ 了承します。 or ○ 引き続きの審議が必要と考えます。

など御記載をお願いいたします。

● 御質問、御指摘事項

以 上

<委員からの回答等>

○村上委員長 本件、了承いたします。

○徳島委員 了承します。今回の修正については、政令等の改正内容に準じたものであるので、妥当と考えます。

なお、中退共の基本方針の書き振りとしては、法第 77 条第 5 項が「特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金」として合同運用の対象を林退共に限定していないことに鑑みますと、中退共の基本方針におかれても、同様の表現にしてはいかがでしょうか。実際には、今回の改正によっても林退共の基本方針のみが中退共との合同運用を規定しますので、不必要に対象を拡大するものではありませんし、今後、同様の対応を行う場合に、中退共の基本方針を変更しなくて済みます。ご一考ください。

○江川委員 確認しました。了解です。

○末永委員 原案で了承します。

○臼杵委員長代理 本件につきましては事務手続き上の必要事項であり、実質的な運用内

容を変更するものではないと理解し了承することといたします。

○松永運用リスク管理役 お蔭様で5名全員の委員の皆さまから了承のご回答を頂くことが出来ました。従いまして、平成27年度第4回資産運用委員会(電子決裁)は有効に成立し、議題である『「中小企業退職金共済事業資産運用の基本方針(退職金共済契約に係る)」及び「林業退職金共済事業資産運用の基本方針」の改定について』はご了承頂きました。

ご理解とご協力に深謝申し上げます。

(了)